

令和4年4月25日

令和4年度第1回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年4月25日（月）

午後1時30分開会～午後4時00分閉会

2. 場 所

グラウンド平成 2階平成の間

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

4. 協議事項

1) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和3年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和4年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席委員(24名)

1番 小 関 芳 樹 委員 2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員 4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員 6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員 9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員 11番 中 鉢 守 委員

12番 渋谷 裕 子 委員 13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員 15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員 17番 菅 原 まり子 委員

18番 高橋 順子 委員

19番 中條 泰洋 委員

20番 菅原 清一 委員

21番 小野寺 正晃 委員

22番 鈴木 至 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員(2名)

8番 鈴木 淳也 委員

23番 佐々木 渉 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 来賓

大崎市長 伊藤 康志

10. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 菅井 敏幸

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 中鉢 潤

主幹兼係長 北浦 邦之

主事 勝又 朝美

主査 堀越 拓磨

主幹 佐藤 秀幸

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 千葉 悠太

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和4年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

続きまして、本日ご来賓としてご臨席いただいております大崎市長伊藤康志様よりご祝辞を頂戴したいと存じます。大崎市長伊藤康志様、よろしくお願

いたします。

大崎市（伊藤康志大崎市長）

〔祝辞〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

誠にありがとうございました。なお、伊藤市長におかれましては、この後別の公務がございますので、ここでの退席となります。

〔伊藤康志大崎市長 退席〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

続きまして、メッセージが届いておりますので、ご披露したいと思います。

〔メッセージの披露〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

続きまして、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、8番鈴木淳也委員、23番佐々木渉委員であります。出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和4年度第1回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付で職員の人事異動がございましたので、千葉事務局長から紹介をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔職員異動について紹介〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番菅原まり子委員，18番高橋順子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

〔正誤表及び令和3年度第12回定例総会議案第80号番号19番の説明〕

事務局（菅井敏幸事務局次長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの説明と報告1から報告4の事項に対しまして、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号1番から番号34番までの34か件のうち、番号20番が議案第3号番号12番と、番号22番が議案第3号番号13番と、番号24番が議案第3号番号14番と、番号26番が議案第3号番号15番と、番号28番が議案第3号番号16番と、番号30番が議案第3号番号17番と、番号32番が議案第3号番号18番と、番号33番が議案第3号番号19番とそれぞれ関連することから、この8か件を議案第3号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1番から34番までの34か件のうち、議案第3号で併せて審議する番号20番、22番、24番、26番、28番、30番、32番、33番の8件を除いた26か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第1号、番号1番から番号34番までの34か件のうち、議案第3号で併せて審議する番号20番、22番、24番、26番、28番、30番、32番、33番の8か件を除く26か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1番から34番までの34か件のうち、議案第3号で併せて審議する番号20番、22番、24番、26番、28番、30番、32番、33番の8か件を除く26か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番、2番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。4月22日午前9時より24番委員、1番委員、2番委員、3番委員、4番委員、5番委員と事務局2名で現地調査してまいりましたので、報告いたします。番号1番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号1番について報告します。転用目的は居宅、カーポート2台分を設置するものです。申請地の状況は、周囲が東側、西側、北側が宅地で、南側が田んぼでした。申請地の管理状況は、畑として利用されており、ネギが植えてありました。申請地の農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものでございます。申請地の農地周辺の影響及び雨水排水対策については、雨水は北側U字溝に流すということです。生活排水は浄化槽を利用するというので、影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号2番を3番委員、報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号2番について報告を申し上げます。転用目的は自宅進入路及び駐車場、物置等を設置するものでございます。申請地は、申請者の宅地の隣であり、昨年度に農振農用地の除外をしたところですが。申請地の周囲は、東側が田、西側が宅地、南側も宅地、北側が畑であります。申請地の管理状況は、既に砂利及び農業用施設が設置されております。申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号2番について質問いたします。現地調査員の報告の中で既に砂利が敷いてあったとのことでしたが、もう少し詳しく教えてください。

議長（佐々木政直会長）

3番委員、お願いします。

3番（武田俊美委員）

申請者の先代の方が、以前から自宅進入路として、砂利を敷いて利用してい

たということであり、既に40年以上経っているようです。無断転用ではありませんが、今回の申請で現況地目と台帳地目が合致され、あるべき姿になるのかと思っておりました。ただし、無断転用でありますので、何らかの措置は必要と思われるます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員、よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

22番です。現地調査員の話の中で何らかの措置ということでしたので、私も会長並びに県知事宛てに始末書の提出を求める措置としたほうが良いと思います。皆さん、いかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの22番の意見に対して、何か質問ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。現地調査委員の報告と22番委員の質問を受けて、確認したいことがございます。まず、40年以上前から自宅進入路として使われているという話がありましたが、今回の申請に至った経緯と自宅進入路で40年以上前から使われているということもあり、非農地証明願で対応できなかったのか確認したいのですが、よろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

ただいまの質問に対してお答えします。自宅門道の部分につきましては、3筆の申請になっておりまして、そのうちの1筆が自宅進入路、そのほかの2筆が駐車場4台分、物置や庭の転用申請となっております。自宅進入路部分につきましては非農地証明願で対応できるかと思えますけれども、駐車場4台分、物置や庭の部分は20年を経過していることを確認できないため、いずれ4条許可申請が必要になります。非農地証明願はあくまでも転用許可申請を要しない特例措置でありますので、全筆を4条許可申請していただいたものです。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいですか。

21番（小野寺正晃委員）

了解しました。今回の申請については無断転用ということで，始末書等の措置が必要なのではないかと思われます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま議案第2号番号2番に関しまして，現地調査委員であります3番委員，それから22番委員，21番委員のほうから何らかの措置，始末書が必要ではないかというようなご意見がありました。この件に関しまして，皆さんからご異議はございますか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

異議ではなく，確認したいことがあります。説明の中で，自宅進入路については，先代が砂利を敷いて利用していたということでした。その他の施設についても，すべて先代がしたことなのでしょうか。また，先代はご存命なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

資料を持ち合わせておらず，申し訳ございませんが，私の記憶では既に先代の方は亡くなられていて，申請者が世帯主だったと思います。また，自宅進入路以外の施設については，申請者が太陽光発電と駐車場4台分を設置したことを確認しております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

3番委員。

3番（武田俊美委員）

先代の方は，私の知り合いであり，当初は農業用施設である豚舎を造っていた場所であり，何も問題はなかったと思われます。その後，畜産を廃業した際に，現在の農業用施設以外の施設を設置したようでございます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

それでは、太陽光発電等の施設に関して、申請人の方が設置したということ
でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

はい、間違いございません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

それでは、やはり始末書を徴取する方向でよろしいかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第2号番号1番、2番の2か件のうち、番号
1番1か件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号2番1か件につ
いては、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見
を付して、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第2号番号1番、2番の2か件のうち、番号1番1か
件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号2番1か件については、
会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して
県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、
番号1番から番号29番までの29か件のうち、番号3番が議案第4号番号1番と
関連することから、この1件を議案第4号で審議してよろしいかお諮りいたし
ます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号1番から番号29番までの29か件のうち、議案第4号で審議する番号3番を除いた28か件と、関連する議案第1号番号20番、22番、24番、26番、28番、30番、32番、33番の8か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。番号1番、番号2番を1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号1番を報告します。転用目的は居宅とカーポート2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、市道から水路を挟んで南側にある農地でございます。東側は水路を挟んで田、西側と南側は宅地です。北側は水路を挟んで市道となります。申請地の管理状況は、除草がなされ、良好と見てまいりました。この申請地ですが、40年ほど前の基盤整備事業の中で畑として換地したものとのことです。その後に砂利を敷いて門道として使用していたとのことです。無断転用であるため、私は何らかの措置が必要だと思います。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。生活排水については、農業集落排水へ接続するため、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

引き続き、番号2番を報告します。転用目的は資材置場等の設置となります。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側が水路を挟んで田、北側が畑、南側が県道となっております。申請地の管理状況は、除草がなされ良好と見てまいりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種

農地で、原則転用不許可だが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用許可できるものとなります。雨水排水対策は、自然浸透とのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号4番を2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号4番を報告します。転用目的は駐車場と外構等の設置です。当該地は、周辺の農地より一段高くなっている場所であり、東側に水田、西側は市道を挟み宅地、南側に水田、北側は宅地です。申請地の管理状況は、植栽されてから数年経過しているような庭木があり、一部アスファルト舗装になっておりました。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。周辺農地への影響ですが、雨水は西側U字溝に流すとのことで、問題はないと思われれます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号5番，6番を，24番委員，報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号5番を報告します。転用目的は居宅1棟，駐車場4台分の設置をするものです。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地であり，三方は宅地で，南側は畑でした。申請地の管理状況は，耕起され管理されていきました。農地区分は，住宅の用に供する施設が連たんしている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は西側のU字溝に流し，生活排水は浄化槽を設置するそうです。

引き続き，番号6番を報告します。転用目的は居宅1棟，駐車場3台分の設置をするものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれた農地であり，四方を宅地に囲まれておりました。申請地の管理は，草刈り管理がされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てきました。周辺農地への影響は，雨水は西側のU字溝に流し，生活排水は合併浄化槽を設置するとのことで，問題ないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号7番を，1番委員，報告をお願いいたします。

1 番（小関芳樹委員）

1 番でございます。番号 7 番を報告いたします。転用目的は宅地分譲 2 区画でございます。申請地の状況は、住宅地の南側に位置している農地でございます。東側と西側が畑で、南側が宅地でございます。申請地の管理状況は、除草がなされ、良好と見てまいりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で、原則転用許可できるものでございます。土砂流出対策は、盛土のうえ、土留めと擁壁を設置するそうでございます。雨水排水対策は、北側の水路に流すとのことであり、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上でございます。

19 番（中條泰洋委員）

番号 8 番， 9 番を， 24 番委員， 報告をお願いいたします。

24 番（齋藤浩義委員）

24 番です。番号 8 番と 9 番は関連です。転用目的は宅地分譲 6 区画， 位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は， 宅地と造成地に囲まれた農地で三方が宅地， 西側が造成地となっております。申請地の管理状況は， 野菜が作付されており， 物置小屋が建っております。農地区分は， 都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で， 原則転用許可できるものと見てきました。雨水は西側の U 字溝に流すとのことで， 周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 10 番を， 5 番委員， 報告をお願いいたします。

5 番（齋藤真理子委員）

5 番です。番号 10 番を報告します。転用目的は骨材置き場， 大型車両進入路として利用するものです。申請地周辺の状況は， 市道よりも 2 メートル以上高いところにある農地で， 東側に宅地， 北側は雑種地， 南と西が道路を挟んで田んぼとなっております。申請地の管理状況は， 除草管理されていて良好でした。農地区分は， 中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で， 転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は， 隣接する農地がないことから， 問題ないと思われれます。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号11番を、3番委員、報告をお願いします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号11番を報告します。転用目的は居宅1棟、駐車場5台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、近くに小学校があり、居宅建築には良好な立地条件です。当該農地の周囲は、東側が市道を挟んで宅地、南側が宅地、西側が宅地、北側が田んぼになっております。申請地の管理状況は、除草管理がなされて良好な状態でした。申請地の農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている第3種農地で、原則転用許可できるものです。雨水排水対策は、東側のU字溝に流すようです。生活排水については、公共下水道に流すということで、周辺農地への影響はないと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号12番、13番を、2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号12番を報告します。転用目的は営農型太陽光パネルを設置するものです。申請地は、四方を水田に囲まれておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。雨水は自然浸透であり、周囲の農地への影響はないと見てきました。

続きまして、番号13番を報告します。こちらも営農型太陽光パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は、住宅と水田に囲まれた申請地であり、東側は道路を挟み宅地、西側は宅地、南側は水田、北側は道路を挟み宅地であります。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。雨水は自然浸透であり、周囲の農地への影響はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号14番、15番、16番、17番を、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号14番を報告します。転用目的は営農型太陽光パネル架台を設置するものです。申請地周辺の状況は、小高い場所にある農地で、東側に山林、三方は農地でした。管理状況は、除草管理が良好でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

番号15番を報告します。こちらの転用目的も営農型太陽光パネル架台を設置するもので、番号14番の道路を挟んで隣側にある場所であり、西側に山林、三方は農地でございます。管理状況は、除草管理されて良好でした。こちらの農地区分も、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

番号16番を報告します。こちらの転用目的も営農型太陽光パネル架台を設置するものです。申請地周辺の状況は、緩やかな坂になっている、四方を農地で囲まれた場所で、北側は道路を挟んで畑、ほか三方は畑に隣接しておりました。管理の状況は、除草管理されていて良好でした。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。

番号17番を報告します。こちらの転用目的も営農型太陽光パネル架台を設置するものです。申請地周辺の状況は、緩やかな坂になっている山林の中の農地で、北側に山林、南側にため池、西側に宅地、東側に1段高くなった畑がございます。管理の状況は、若干雑草が生えておりましたが、おおむね良好でした。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号18番を、4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号18番を報告いたします。転用目的は営農型太陽光パネル架台を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が畑で、残り三方は田んぼです。申請地の管理状況は、柳が繁茂して荒れていました。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号19番を、2番委員、報告をお願いします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号19番を報告します。転用目的は営農型太陽光パネル架台を設置です。原野の中にある申請地であり、西側が畑で、ほかの三方は原野になっておりました。管理状況は、除草管理がされてきれいでした。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可ができるものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号20番、21番、22番を、24番委員、報告をお願いします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号20番から22番までは関連でありますので、一括で報告いたします。転用目的は宅地分譲11区画、位置指定道路の設置するものでございます。申請地周辺の状況は、平場の農地で、南側が宅地、ほか三方が田んぼでございました。申請地の管理状況は、稲刈り跡が残っていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。生活排水対策は、合併浄化槽を設置して東側のU字溝に流すとのことです。また、土砂流出対策は、西側にL型擁壁を設置するとのことで、周辺農地への影響はないものと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号23番，24番，25番，26番を，4番委員，報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号23番を報告いたします。転用目的はアパート2棟12戸分，駐車場19台分でございます。申請地周辺の状況は，東側，西側，南側が宅地で，北側が堤防でございます。申請地の管理状況は，除草管理されてきました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものでございます。

続きまして，番号24番を報告いたします。転用目的はアパート1棟10戸分，駐車場15台分でございます。申請地周辺の状況は，東側，西側，南側が宅地で，北側が堤防でございます。申請地の管理状況は，除草管理されてきました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものでございます。

続きまして，番号25番を報告いたします。転用目的はアパート1棟10戸分，駐車場13台分でございます。申請地周辺の状況は，四方が宅地であります。申請地の管理状況は，除草管理されてきました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものでございます。

続きまして，番号26番を報告いたします。転用目的はアパート1棟10戸分，駐車場16台分でございます。申請地周辺の状況は，四方が宅地であります。申請地の管理状況は，除草管理されてきました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものでございます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号27番，28番を，2番委員，報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号27番を報告します。転用目的は野立て太陽光パネルの設置です。農地に囲まれた申請地であり，東側と西側が水田，南側と北側が宅地でした。除草管理され，管理状況は良好です。農地区分は，おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で，原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水は，西側の土側溝に流すとのことで，周辺農地への影響はないものと見てきました。

続きまして、番号28番を報告します。転用目的はこちらも野立て太陽光パネルの設置です。立地については、四方を農地に囲まれた申請地です。管理状況は、除草管理をされ良好でした。農地区分は、おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で、原則転用許可できるものと見てきました。雨水排水は、東側の土側溝に流すとのことで、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号29番を、3番委員、報告をお願いいたします。

3番（武田俊美委員）

3番です。番号29番を報告します。転用目的は砂利、砂などの置き場として利用するものです。申請地周辺の状況は、事務所の敷地の隣であり、東側が田、西側が山林、南側と北側が田です。管理状況は、既に砂利、庭石、残土が置いてありました。申請地の農地区分は、中山間地等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可ができるものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号1番ですが、既に門道として使われ、砂利が敷いてあったと聞きましたが、いつぐらいから使われていたのか、経緯等を教えていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

説明いたします。位置図の3ページをご覧ください。真ん中の空白になっているところが宅地であります。この宅地の西側について、門道として既に20年以上前から使っているということでございました。この度、譲渡人の祖父から譲受人の孫が使用貸借して居宅を建てるため、共同で門道として使うというこ

とでの申請でございます。

なお、この番号1番については、昨年度の農振除外申請の件であり、市長部局から意見聴取がございまして、農業委員会ですとされているところでございます。また、西側の門道の部分につきましては、非農地証明願で対応可能と思われましたが、何れにしても居宅建築のための転用申請が必要ということで、一括で転用申請してはどうかと提案して、今回の申請に至ったものでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

今の話ですと、門道として既に使っていたというのは、譲渡人である祖父の時代からということによろしかったでしょうか。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

そのとおりでございます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。であれば、無断転用ということで、譲渡人の方から始末書等をとるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。関連する部分でございせんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

地元委員の18番です。譲渡人の先代から門道として長く使われていたようで、今回孫が居宅を建てるということで、農地であったことが判明したようです。また、本人も無断転用について承知のようですので、始末書を提出していただくように考えます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員、18番委員の意見として、議案第3号番号1番については、無断転用であるため、始末書を提出していただいたらどうかというようなご意見でございました。そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、番号1番に関しては始末書の提出を求めるということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号4番ですが、既に庭木が植えられていたということと、アスファルトが敷いてあったということでしたが、いつからこうなっていたのかという経緯を説明願います。また、譲受人の方ですが、その申請地と現住所地に少し距離があるようなので、どういう使い方をするのか説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号4番、位置図の6ページをご覧ください。今回の申請地の北側に居宅がございまして、こちらをリフォームして譲受人の方が購入をするとのこと。それに当たりまして、今回の申請地が農振農用地になっており、まずは昨年度の農振農用地の除外申請から始まり、今回の申請に至ったものであり、駐車場及び庭木については、譲渡人の亡夫が平成22年5月頃に駐車場の敷地の一部として利用したということです。

また、譲受人の方は地元がこの申請地の小学校の学区内で、申請地西側の道路が通学路であったとのことで、土地勘のある地元で自宅を構えたいとの思いのようです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員、よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

ありがとうございます。事務局から伺ったところ、譲渡人の亡夫が無断転用を行ったということでよろしいですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲渡人の亡夫が行ったものです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

無断転用ということで何らかの措置が必要かと思いますが，既に亡くなっている方なので，どのような措置が必要となりますか。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後 2 時54分から午後2時55分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，再開します。6番委員，まとめをお願いします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号4番に関しまして，現地調査員より，既に砂利が敷かれて，門道として利用されているという報告がありました。14番委員より経緯等の質問があり，事務局からの説明を受けたものの，再度14番委員より，何らかの措置が必要ではないかという質問がございました。休憩を入れて再度審議した結果は，譲渡人より会長並びに県知事宛てに顛末書の提出をしていただき，無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号4番に関しての6番委員のまとめで，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号8番，9番について質問させていただきます。現地調査員からの報告で物置小屋があったということでしたが，農業用施設だったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

農業用施設とのことで譲受人に確認しております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号29番ですけれども，既に砂利，残土が置いてあったということで，事前に着工しているということではないでしょうか。もう少し詳しくお話を伺いたいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の20ページをご覧ください。申請地の東側に変則の五差路がありますが，その五差路の西側の三角地の農地に新たに資材置場として利用したいということではじめに相談がありました。その相談の中で昨年12月頃に当農業委員会から利用状況調査の結果，無断転用である旨の通知が届いており，どうすれば良いかとの相談がありました。まず，無断転用の分を先に整理してから，後日三角地の申請を改めてするよう指導し，今回の申請に至ったものでございます。また，こちらの農地の固定資産税の課税について，20年以上雑種地課税されている履歴はなく，建物も建っていないため，非農地証明願ではなく，転用申請をしていただいたということです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。

18番（高橋順子委員）

18番です。無断転用でありますので，始末書の提出が必要ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。ただいま18番委員から，番号29番は始末書の

提出が必要ではないかとのご意見がございました。関連して何かございませんか。始末書の提出を求めるといってご異議ございませんか。例えば、始末書をいただく場合には、譲渡人、譲受人のどちらからいただくか。暫時休憩します。

〔午後 3 時 00 分から午後 3 時 2 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。6 番委員、まとめをお願いします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号 29 番に関しまして、現地調査委員より、既に砂利、残土並びに庭石が置かれているという報告がありました。18 番委員より経緯等の質問があり、事務局から説明をいただき、再度 18 番より何らかの措置、無断転用でありますから始末書の提出が必要ではないかというご意見をいただきました。休憩を入れまして、審議した結果、今回に関しまして、譲受人より、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求めていただきまして、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま 6 番委員にまとめていただきました。番号 29 番は、譲受人から始末書の提出ということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 3 号番号 1 番、2 番及び番号 4 番から 29 番までの 28 件のうち、番号 2 番及び番号 5 番から 28 番までの 25 件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号 1 番、4 番及び 29 番の 3 件のうち番号 1 番については、譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達し、番号 4 番については、譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達し、番号 29 番については、譲受人から会長及び県知事宛てに始末書の

提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号1番、2番及び番号4番から29番までの28か件のうち、番号2番及び番号5番から28番までの25か件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号1番、4番及び29番の3か件のうち番号1番については、譲渡人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達し、番号4番については、譲渡人から会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達し、番号29番については、譲受人から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。ここで、暫時休憩します。

〔午後3時7分から午後3時20分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。議案第4号農地転用事業計画変更承認申請について番号1番1か件と、関連する議案第3号番号3番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査を報告いたします。議案第4号1番、関連で議案第3号番号3番を、5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。議案第3号番号3番を報告いたします。転用目的は太陽光パネルを設置するものでございます。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた農地で、南側に太陽光発電設備、ほか3方は農地でした。管理の状況は、雑草繁茂の状

況でした。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で転用許可できるものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第4号番号1番の1か件と、関連する議案第3号番号3番1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。継承者の方がだいぶ遠方の所在になっておりますが、県内等での実績があればお聞きしたいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この法人ですが、全国展開している企業でございます。宮城県の常設委員会では、毎月審議案件に出てくる法人でございます。よって、県内では数ヶ所にわたり、3,000㎡以上の太陽光パネル設置事業を実施している法人であります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（下山信行委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第4号番号1番1か件と、関連する議案第3号番号3番1か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号1番1か件と、関連する議案第3号番号3番1か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について番号1番から番号89番までの89か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第5号、番号1番から89番までの89か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第5号番号1番から89番までの89か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号1番から89番までの89か件について承認し、市に通知いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に2協議事項に入ります。1）大崎市農業委員会事業の報告（1）令和3年度大崎市農業委員会事業報告について、農業委員会の所掌事務について報告を行います。報告第1号から第5号までの5かを一括して報告したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。報告第1号から第5号までの5かを一括して報告いたします。初めに、報告第1号農業委員会運営について、熊谷会長職務代理者より報告願います。

25 番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に，報告第 2 号定例総会（農地関係）所掌事項の処理状況について，中條農地委員長より報告願います。

19 番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に，報告第 3 号農地流動化促進について，中條農地委員長より報告願います。

19 番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

次に，報告第 4 号定例総会（農政・企画広報関係）所掌事項の処理状況について，定例総会（農政関係）は中鉢農政委員長より，また，定例総会（企画広報関係）は布塚企画広報委員長より報告願います。

11 番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

7 番（布塚幸子企画広報委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

報告第 5 号農業者年金事業について，中鉢農政委員長より報告願います。

11 番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま，報告第 1 号から報告第 5 号まで，それぞれ報告いたしました。ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質問がないようですので，以上をもって，報告（1）令和 3 年度大崎市農業

委員会事業報告について終了します。

次に、協議（１）令和４年度大崎市農業委員会事業計画（案）について議題といたします。役員より説明いたします。第１，基本方針を熊谷会長職務代理者に説明をお願いいたします。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

2. 農地対策を、中條農地委員長お願いいたします。

19番（中條泰洋農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

3. 農政・農業振興事業を、中鉢農政委員長に報告願います。

11番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、令和４年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑なしと認めます。それでは、協議（１）令和４年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、協議（１）令和４年度大崎市農業委員会事業計画（案）については、原案どおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（菅井敏幸事務局長補佐）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。大変長時間にわたり慎重審議を賜り，厚く御礼申し上げまして，議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして，令和4年度第1回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時00分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 まり子

委 員 高 橋 順 子